○法務省告示第三百五十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年七月二十日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　ジェームズ・ヘンリー・ジョン・ロブソン

生年月日　千九百八十七年八月十四日

○法務省告示第三百五十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年七月二十日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　シュリニバス・ダヤナンド・マスキカー

生年月日　千九百六十九年十一月七日

○法務省告示第三百五十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十九年七月二十日

法務大臣　金田　勝年

一　指定を受けた者

氏　名　ウィリアム・ブライアン・ダン

生年月日　千九百五十九年一月十五日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○財務省・農林水産省告示第十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
一　（略）	
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	
償還期限	利率
十年以下	年一厘六毛
十年を超え十一年以下	年一厘八毛
十一年を超え十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘二毛
十三年を超え十四年以下	年二厘五毛
十四年を超え二十五年以下	年三厘

改正前	
一　（略）	
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	
償還期限	利率
十二年以下	年一厘六毛
十二年を超え十三年以下	年一厘八毛
十三年を超え十四年以下	年二厘
十四年を超え十五年以下	年二厘二毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十年以下	年一厘六毛
十年を超え十一年以下	年一厘八毛
十一年を超え十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘二毛
十三年を超え十四年以下	年二厘五毛
十四年を超え三十五年以下	年三厘

償還期限	利率
十二年以下	年一厘六毛
十二年を超え十三年以下	年一厘八毛
十三年を超え十四年以下	年二厘一毛
十四年を超え十五年以下	年二厘四毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十二年以下	年一厘六毛
十二年を超え十三年以下	年一厘八毛
十三年を超え十四年以下	年二厘一毛
十四年を超え十五年以下	年二厘四毛
十五年を超え三十五年以下	年三厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。